

阿南市告示第39号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、阿南市水道料金徴収等業務包括委託を令和5年4月1日付けで委託したので、同法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月3日

阿南市長 表 原 立 磨



- 1 委託先の事務所の所在地及び名称
愛媛県松山市一番町一丁目15番2号 松山一番町ビル
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 中・四国支店
支店長 久 我 幸 路
- 2 委託先の業務所在地
阿南市富岡町トノ町12番地3
阿南市役所2階 阿南市水道料金お客様センター
- 3 委託期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 委託業務の範囲
 - (1) 受付・窓口に関する業務
 - (2) 検針に関する業務（再検針を含む）
 - (3) 調定および調定更正に関する業務
 - (4) 請求および収納に関する業務
 - (5) 開栓および閉栓等に関する業務
 - (6) インターネット受付に関する業務
 - (7) 滞納整理に関する業務（給水停止および解除を含む）

- (8) 検定満了量水器取替に伴う施工管理に関する業務
- (9) 貯蔵品入出庫等に関する業務
- (10) 給水装置承認申請に関する業務
- (11) 給水装置工事事業者の指定等に関する業務
- (12) 下水道等使用料に関する業務
- (13) その他前各号に掲げる業務に付随する業務で、委託者が必要に応じて指示する業務

5 委託業務の対象区域

阿南市水道事業条例（昭和33年条例第54号）第1条の2第2項に規定する区域